

平成 29 年度入学者選抜試験
個別学力試験問題(後期日程)

総 合 問 題

(法文学部社会文化学科)

注 意

1. 問題紙は指示があるまで開いてはいけません。
2. 問題紙は 10 ページです。解答用紙は 2 枚、下書き用紙は 2 枚です。指示があつてから確認し、解答用紙の所定の欄に受験番号を記入してください。
3. 答えはすべて解答用紙の所定のところに記入してください。
4. 答えは横書きとします。字数を指定したものは、句読点を字数に含めて数えてください。アラビア数字は 2 字で 1 字分として計算してください。
5. 解答用紙は持ち帰ってはいけません。
6. 試験終了後、問題紙および下書き用紙は持ち帰ってください。

1 世界の各地の文化は、国家や国際社会などの動向からさまざまな影響を受け
る。次の文章を読み、後の問い合わせ(問1～5)に答えなさい。

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(山下晋司『観光人類学の挑戦』より。一部改変)

(注) 機序：しくみ、メカニズム

— 総合 4 —

◇M11(267-91)

問 1 下線部①～⑤のカタカナを漢字で書きなさい。

問 2 下線部A以下において、筆者は20世紀以降のパリにおいて3度起こった「文化の資源化」の動きを紹介している。それぞれが始まった時期と内容を示した次の年表の空欄 a ~ f に適当な語を記入しなさい。

年表 20世紀以降のパリにおける「文化の資源化」

始まった時期	内 容
<input type="text"/> a 年代	<input type="text"/> b のための資源化
<input type="text"/> c 年代	<input type="text"/> d のための資源化
<input type="text"/> e 年代	<input type="text"/> f のための資源化

問 3 下線部B・Cについて、パリの文化が「『芸術』として作り直され」と、「“kesenian”(芸術)と位置づけ直される」との違いを説明しなさい。

問 4 下線部Dについて、ヒンドゥー教徒の団体が世界遺産化に反対する理由を三つあげなさい。

問 5 「文化の資源化」に対して筆者はどのような見解を持っているか、説明しなさい。

2

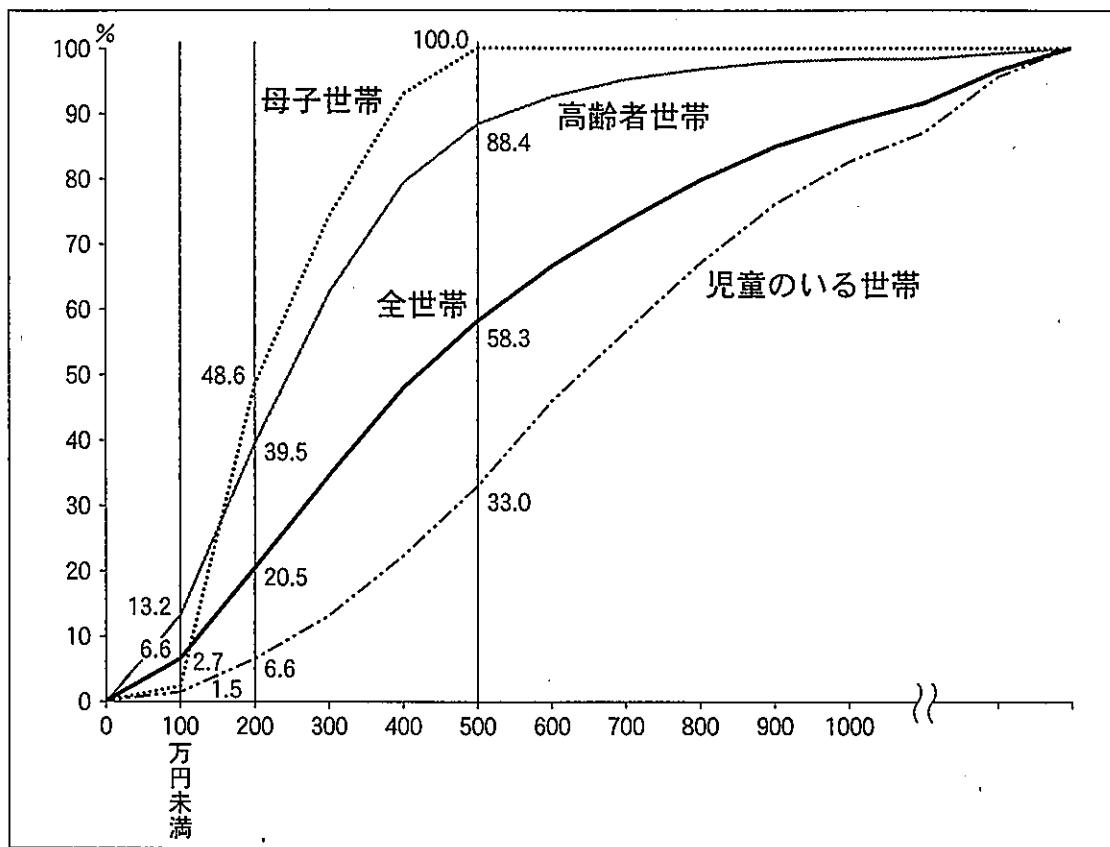
現在の日本では、世帯の形態が多様化する傾向にあるが、このことは各世帯の所得状況にも影響を与えている。各種世帯の所得金額に関する次の問い合わせ(問1～問3)に答えなさい。

問1 図1および表1は、「全世帯」、「高齢者世帯」、「母子世帯」、「児童のいる世帯」における、所得金額別世帯数の累積相対度数分布を示したものである。図1および表1を見て、これらを説明している以下の文章中の空欄①～⑩に当てはまる記号を下枠の(A)～(K)から選び、それぞれ記入しなさい。

- (1) 「100万円未満」の所得金額階級を見ると、最も割合が高いのは(①)世帯であり、全世帯に比べると(②)倍の割合となっている。また母子世帯は、全世帯よりも割合が(③)いが、児童のいる世帯よりも(④)くなっている。
- (2) 「200万円未満」の所得金額階級を見ると、割合が最も高いのは(⑤)世帯であり、約(⑥)%に及んでいる。次いで高いのは高齢者世帯であり約(⑦)%を占める。母子世帯の割合は児童のいる世帯に比べて約(⑧)倍となっており、高齢者世帯の割合は全世帯に比べて約2倍となっている。
- (3) 「500万円未満」の所得金額階級を見ると、母子世帯では(⑨)%に達しており、それ以上の所得のある世帯がないことがわかる。また児童のいる世帯に比べた母子世帯の割合は約(⑩)倍である。

- | | | | |
|--------|--------|-----------|---------|
| (A) 40 | (B) 低 | (C) 児童のいる | (D) 100 |
| (E) 50 | (F) 母子 | (G) 3 | (H) 高 |
| (I) 7 | (J) 2 | (K) 高齢者 | |

図 1 各種世帯の所得金額別世帯数の累積相対度数分布



「平成 26 年国民生活基礎調査」統計表より作成(総務省統計局 Web ページ、一部改変)

表 1 各種世帯の所得金額別世帯数の累積相対度数分布(%)

所得金額階級	全民世帯	高齢者世帯	母子世帯	児童のいる世帯
100 万円未満	6.6	13.2	2.7	1.5
200 万円未満	20.5	39.5	48.6	6.6
300 万円未満	34.8	62.8	74.3	13.3
400 万円未満	48.2	79.7	93.3	22.4
500 万円未満	58.3	88.4	100.0	33.0
600 万円未満	66.7	92.7	100.0	46.0
700 万円未満	73.6	95.4	100.0	56.6
800 万円未満	80.0	97.0	100.0	67.2
900 万円未満	85.0	98.1	100.0	76.3
1000 万円未満	88.8	98.4	100.0	82.9
1000 万円以上	100.0	100.0	100.0	100.0

「平成 26 年国民生活基礎調査」統計表より作成(総務省統計局 Web ページ、一部改変)

注)

※全世帯は、高齢者世帯、母子世帯および児童のいる世帯だけではなく、1人暮らしの単独世帯等も含んでいる。

※「累積相対度数」とは、各階級の度数が度数の合計に占める割合である「相対度数」を、はじめの階級からその階級まで加算したものである。例えば、200万円未満の累積相対度数は、100万円未満の階級と100～200万円未満の階級を足した度数を度数全体の合計で割った百分率である。ここでの各階級のうち、1000万円未満までは100万円毎に区分されている。

問 2 表2および図2を見て次の間に答えなさい。

- (1) 「高齢者世帯」の所得にはどのような特徴があるか。「全世帯」と比較して、説明しなさい。
- (2) 「母子世帯」の所得にはどのような特徴があるか。「児童のいる世帯」と比較して、説明しなさい。

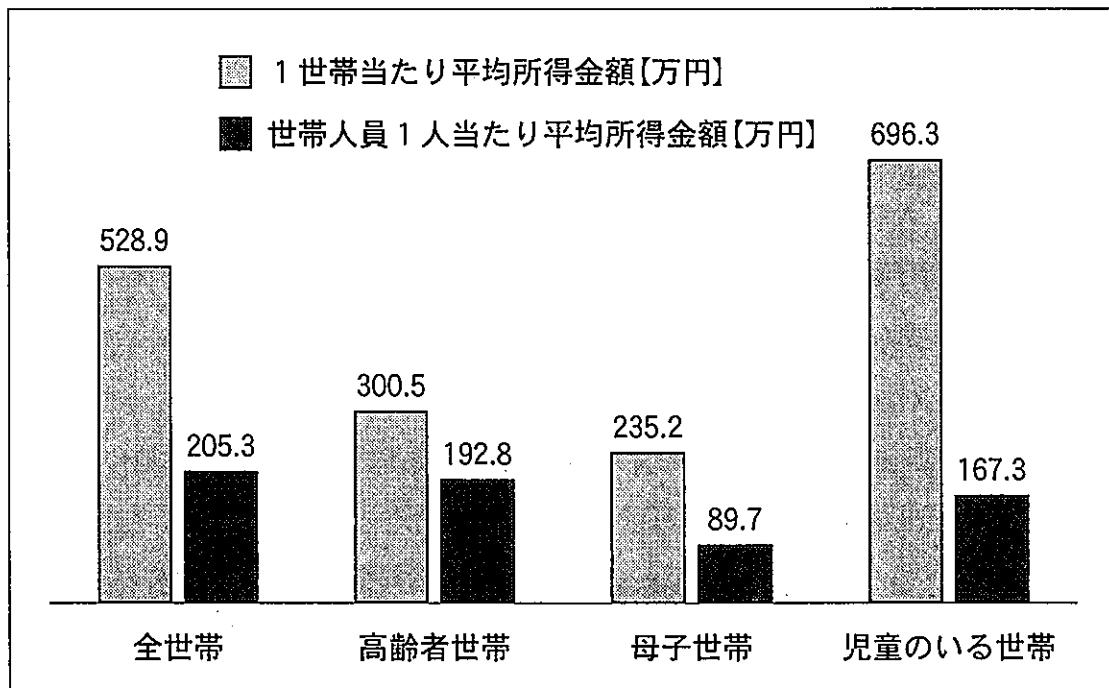
表2 所得の種類別にみた1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

	総所得	稼働所得	財産所得	公的年金・恩給	公的年金・恩給以外の社会保障給付金	仕送り・企業年金・個人年金等・その他の所得
1世帯当たり平均所得金額(単位:万円)						
全世帯	528.9	382.0	15.5	110.8	7.1	13.6
高齢者世帯	300.5	55.0	22.9	203.3	3.4	16.0
母子世帯	235.2	174.8	0.0	9.0	44.1	7.3
児童のいる世帯	696.3	633.9	6.7	32.9	17.3	5.6

	1世帯当たり平均所得金額の構成割合(%)					
全世帯	100.0	72.2	2.9	20.9	1.3	2.6
高齢者世帯	100.0	18.3	7.6	67.7	1.1	5.3
母子世帯	100.0	74.3	0.0	3.8	18.8	3.1
児童のいる世帯	100.0	91.0	1.0	4.7	2.5	0.8

「平成26年国民生活基礎調査」統計表より作成(総務省統計局Webページ、一部改変)

図 2 1世帯当たり平均所得金額および世帯人員1人当たり平均所得金額



「平成26年国民生活基礎調査」統計表より作成(総務省統計局Webページ、一部改変)

問3 図1, 図2, 表1, 表2から読み取れる内容を踏まえた上で、(1)「高齢者世帯」および(2)「母子世帯」について、二つの各世帯の低所得層の状態、および低所得状態に至る社会的理由として考えられることについて、説明しなさい。